

【中国運輸局】

(別添様式)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200601	株式会社まことサービス(法人番号8260001012192) 代表者矢吹祐介	岡山県岡山市中区桑野517-3	本社営業所	岡山県岡山市中区桑野517-3	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年2月12日及び同年5月27日、死亡事故を端緒として監査を実施。6件の違反が確認された。(1)事故の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の2)(2)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(3)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(4)運転者に対する指導監督の記録事項違反(安全規則第10条第1項)(5)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)(6)適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	0	0
20200603	有限会社大扇運輸(法人番号2250002016686) 代表者古木忠行	山口県周南市新田2丁目7-7	本社営業所	山口県周南市新田2丁目7-7	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和元年6月10日及び同年6月27日、死亡事故を端緒として監査を実施。11件の違反が確認された。(1)乗務時間等告示違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(6)運行記録計による記録保存義務違反(安全規則第9条)(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(8)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(9)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)(10)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)(11)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	5	5
20200603	株式会社木下運送(法人番号5250001005349) 代表者木下榮秀	山口県下関市楠乃4丁目10-30	本社営業所	山口県下関市楠乃4丁目10-30	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和元年8月27日及び同年10月8日、酒気帯び運転を端緒として監査を実施。4件の違反が確認された。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(3)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	1	1
20200617	株式会社三愛工業(法人番号6260001027242) 代表者末本光一	岡山県総社市北溝手408-47	本店	岡山県総社市北溝手408-47	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年6月17日、関係機関からの通報あったことを端緒として監査を実施。1件の違反が確認された。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

20200618	広島中央運送株式会社 (法人番号 3240001009492) 代表 者平塩英司	広島県広島市西区草津港1 丁目8-1	本社営業所	広島県広島市西区草津港1 丁目8-1	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条 第4項	令和元年6月21日及び同年10月23日、関係機 関からの通報があったことを端緒として監査を 実施。7件の違反が確認された。(1)乗務時間 等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)疾 病、疲労のおそれのある乗務禁止違反(安全規 則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全 規則第7条第1項、第2項及び第3項)(4)点呼の 記録義務違反(安全規則第7条第5項)(5)点呼の 記載事項義務違反(安全規則第7条第5項) (6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8 条第1項)(7)運転者台帳の記載事項義務違反 (安全規則第9条の5第1項)	7	7
20200624	有限会社平野物流(法 人番号6240002035048) 代表者平野和之	広島県呉市川尻町森2丁目 9-27	本社営業所	広島県呉市川尻町森2丁目 9-27	事業停止(30日間)、輸 送施設の使用停止(70 日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第11条、法 第17条第1項及び同条 第4項	令和元年10月9日及び同年10月30日、死亡事 故を端緒として監査を実施。11件の違反が確認 された。(1)運送約款揭示義務違反(貨物自動 車運送事業法第11条)(2)乗務時間等告示の 遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」)第3条第4項)(3)点呼の実施 義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)(4)乗 務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1 項)(5)運転者台帳の作成義務違反(安全規則 第9条の5第1項)(6)運転者に対する指導監督 義務違反(安全規則第10条第1項)(7)特定の 運転者に対する適性診断受診義務違反(安全 規則第10条第2項)(8)特定の運転者に対する 特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項) (9)整備管理者研修受講義務違反(安全規則 第15条)(10)運行管理者講習受講義務違反 (安全規則第23条第1項)(11)運行管理補助者 の要件違反(安全規則第18条第3項)	37	37
20200625	合同会社山陰貨物(法 人番号8280003001126) 代表者坂本弘貴	島根県出雲市白枝町792- 1ブルーム白枝301	本社営業所	島根県出雲市白枝町792- 1ブルーム白枝301	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	過去1年以内における当該営業所に係る最高 速度違反件数が1年以内で3件に達したことを 端緒として、令和2年6月25日に監査を実施。1 件の違反が確認された。(1)運転者に対する指 導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第10条第1項)	0	0
20200630	株式会社関西通商(法 人番号8260001001773) 代表者尾崎崎	岡山県岡山市南区郡2210- 1	本社営業所	岡山県岡山市南区郡2210- 1	輸送施設の使用停止 (160日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第9条第3項 前段、法第17条第1項 及び同条第4項、法第18 条第1項及び法第25条 第2項	平成30年10月15日及び令和元年7月22日、情 報提供を端緒として監査を実施。15件の違反が 確認された。(1)事業計画変更事前届出違反 (自動車の種別ごとの数)(貨物自動車運送事 業法施行規則第6条第1項第1号)(2)乗務時間 等告示遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(3)疾 病、疲労のおそれのある乗務禁止違反(安全規 則第3条第6項)(4)点呼の実施義務違反(安全 規則第7条第1項及び第2項)(5)点呼の記載事 項義務違反(安全規則第7条第5項)(6)乗務等 の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項) (7)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9 条の5第1項)(8)運転者台帳の記載事項義務 違反(安全規則第9条の5第1項)(9)運転者に 対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1 項)(10)特定の運転者に対する適性診断受診 義務違反(安全規則第10条第2項)(11)特定の 運転者に対する特別な指導義務違反(安全規 則第10条第2項)(12)整備管理者の研修受講 義務違反(安全規則第15条)(13)運行管理者 の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項) (14)運行管理補助者の要件違反(安全規則第 18条第3項)(15)社会保険等加入義務違反(貨 物自動車運送事業法第25条第2項)	16	16